

令和3年3月25日提出

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「保護者」の次に「等」を加える。

第33条第1項中「法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、」を「必要かつ合理的な範囲内で」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（提出理由）

第11条については、民法改正で成人の年齢が18歳に引き下げられることにより、これまで未成年者とされていた生徒は、その一部（誕生日を迎えた者）が成人とみなされることとなる。成年者については学校教育法第16条に規定される保護者は存在しないため、「保護者」を「保護者等」へ改めることで成年年齢に達した生徒についても未成年生徒と同様の経済的配慮を得られることを示すため所要の改定

を行う必要がある。

第33条については、校則の制定又は改廃の際に必要な事項について定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これらのことから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市立高等学校の管理運営に関する規則 (昭和59年教育委員会規則第7号)

改正後 (案)	現行
<p>(教材の使用)</p> <p>第11条 学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。</p> <p>2 学校は、教材の選定に当たって、保護者<u>等</u>の経済的負担について特に考慮しなければならない。</p> <p>(学校規程の制定)</p> <p>第33条 校長は、<u>必要かつ合理的な範囲内で</u> 校則その他の学校規程を制定することができる。</p> <p><u>2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。</u></p>	<p>(教材の使用)</p> <p>第11条 学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。</p> <p>2 学校は、教材の選定に当たって、保護者<u>__</u>の経済的負担について特に考慮しなければならない。</p> <p>(学校規程の制定)</p> <p>第33条 校長は、<u>法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、校則その他の学校規程を制定することができる。</u></p> <p><u>【追加】</u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。